

(案)

番 号
年月日

各都道府県知事あて

国土交通省住宅局長

自動回転ドアの事故防止対策について（技術的助言）

去る3月26日に、東京都港区六本木ヒルズにおいて、自動回転ドアによる重大事故が発生したことは誠に遺憾である。この事故を契機に、国土交通省及び経済産業省の共同により、「自動回転ドアの事故防止対策に関する検討会」を設置し、このような事故の再発を防止するための対策について検討がなされてきたところである。

この度、本検討の成果として、「自動回転ドアの事故防止対策に関する検討会報告書」がとりまとめられ、これを踏まえ、国土交通省及び経済産業省において、「自動回転ドアの事故防止対策に関するガイドライン」を定めたので、別添のとおり送付する。

貴職におかれては、設計者、施工者、所有者、管理者等の関係者に対し、本ガイドライン等に従って適切かつ十分な事故防止対策が講じられるよう、周知徹底を図る等適切な対応をお願いする。

また、貴管下特定行政庁に対してこの旨周知方お願いする。

なお、経済産業省製造産業局長から関係団体あて、国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課長から各省各庁の営繕等担当課長あて、文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長から各国公私立大学施設担当部課長等あて、それぞれ通知される予定であるので申し添える。

(案)

番 号

年月日

別記1あて

国土交通省住宅局長

自動回転ドアの事故防止対策について

去る3月26日に、東京都港区六本木ヒルズにおいて、自動回転ドアによる重大事故が発生したことは誠に遺憾である。この事故を契機に、国土交通省及び経済産業省の共同により、「自動回転ドアの事故防止対策に関する検討会」を設置し、このような事故の再発を防止するための対策について検討がなされてきたところである。

この度、本検討会の成果として、「自動回転ドアの事故防止対策に関する検討会報告書」がとりまとめられ、これを踏まえ、国土交通省及び経済産業省において、「自動回転ドアの事故防止対策に関するガイドライン」を定めたので、別添のとおり送付する。

貴職におかれては、貴団体の傘下会員に対し、本ガイドライン等に従って適切かつ十分な事故防止対策が講じられるよう、周知徹底を図るとともに、利用者に対し、注意喚起、情報提供に努める等適切な対応をお願いする。

なお、当職から各都道府県知事及び各地方整備局長等あて通知するとともに、経済産業省製造産業局長から関係団体あて、国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課長から各省各庁の営繕等担当課長あて、文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長から各国公私立大学施設担当部課長等あて、それぞれ通知される予定であるので申し添える。

(案)

番 号
年月日

別記2あて

国土交通省住宅局長

自動回転ドアの事故防止対策について

去る3月26日に、東京都港区六本木ヒルズにおいて、自動回転ドアによる重大事故が発生したことは誠に遺憾である。この事故を契機に、国土交通省及び経済産業省の共同により、「自動回転ドアの事故防止対策に関する検討会」を設置し、このような事故の再発を防止するための対策について検討がなされてきたところである。

この度、本検討会の成果として、「自動回転ドアの事故防止対策に関する検討会報告書」がとりまとめられ、これを踏まえ、国土交通省及び経済産業省において、「自動回転ドアの事故防止対策に関するガイドライン」を定めたので、別添のとおり送付する。

貴職におかれては、関係機関等に対し、本ガイドライン等に従って適切かつ十分な事故防止対策が講じられるよう、周知徹底を図る等適切な対応をお願いする。

なお、当職から各都道府県知事及び各地方整備局長等あて通知するとともに、経済産業省製造産業局長から関係団体あて、(国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課長から各省各庁の営繕等担当課長あて、文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長から各国公私立大学施設担当部課長等あて、<通知先毎に変える>)それぞれ通知される予定であるので申し添える。

(案)

番 号

年月日

別記3あて

国土交通省住宅局長

自動回転ドアの事故防止対策について

去る3月26日に、東京都港区六本木ヒルズにおいて、自動回転ドアによる重大事故が発生したことは誠に遺憾である。この事故を契機に、国土交通省及び経済産業省の共同により、「自動回転ドアの事故防止対策に関する検討会」を設置し、このような事故の再発を防止するための対策について検討がなされてきたところである。

この度、本検討の成果として、「自動回転ドアの事故防止対策に関する検討会報告書」がとりまとめられ、これを踏まえ、国土交通省及び経済産業省において、「自動回転ドアの事故防止対策に関するガイドライン」を定めたので、別添のとおり送付する。

貴職におかれては、設計者、施工者、所有者、管理者等の関係者に対し、本ガイドライン等に従って適切かつ十分な事故防止対策が講じられるよう、周知徹底を図る等適切な対応をお願いする。

なお、当職から各都道府県知事あて通知するとともに、経済産業省製造産業局長から関係団体あて、国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課長から各省各庁の営繕等担当課長あて、文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長から各国公私立大学施設担当部課長等あて、それぞれ通知される予定であるので申し添える。

(案)

番 号
年月日

別記4 あて

経済産業省製造産業局長

自動回転ドアの事故防止対策について

去る3月26日に、東京都港区六本木ヒルズにおいて、自動回転ドアによる重大事故が発生したことは誠に遺憾であります。

この事故を契機に、経済産業省と国土交通省により「自動回転ドアの事故防止対策に関する検討会」を設置し、このような事故の再発を防止するための対策について検討がなされてきたところです。

この度、本検討の成果として「自動回転ドアの事故防止対策に関する検討会報告書」がとりまとめられ、これを踏まえ、経済産業省及び国土交通省において「自動回転ドアの事故防止対策に関するガイドライン」を定めましたので、別添のとおり送付致します。

貴団体におかれましては、関係者に対し、本ガイドライン等に従って適切かつ十分な事故防止対策が講じられるよう、周知徹底を図る等適切な対応をお願い致します。なお、国土交通省住宅局長から各都道府県知事等あて、国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課長から各都道府県営繕担当主管部長等あて、文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長から都道府県教育委員会国公立大学施設担当部課長等あて、それぞれ通知される予定で旨申し添えます。

別記 1

- (社) 日本建築士会連合会会長
- (社) 日本建築士事務所協会連合会会長
- (社) 日本建築家協会会長
- (社) 建築業協会会長
- (社) 日本シャッタードア協会会長
- (社) 日本ビルディング協会会長
- (社) 不動産協会会長
- (社) 建築・設備維持保全推進協会会長

別記 2

- 国土交通省大臣官房官庁営繕部長
- 文部科学省大臣官房文教施設企画部長
- 厚生労働省医政局長

別記 3

- 北海道開発局長
- 各地方整備局長
- 内閣府沖縄総合事務局長

別記 4

- (社) 日本サッシ協会会長
- 全国自動ドア協会会長
- (社) 日本建材産業協会会長